

住宅の省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置について

令和 4 年 4 月 改正

令和 6 年 3 月 31 日までに、一定の省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）が行われた住宅は、翌年度分の固定資産税から 1 / 3 が減額されます。

●対象となる家屋

(1) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した住宅

住宅の種類	<p>①平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅（賃貸住宅は対象外）</p> <p>②省エネ改修後の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること。区分所有家屋については、専有部分の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること</p> <p>③併用住宅の場合は、床面積の 1 / 2 以上が居住用であること</p>
改修工事の内容	<p>①【必須】<u>全ての居室の全ての窓</u>の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化等）</p> <p>②床の断熱工事</p> <p>③天井の断熱工事</p> <p>④壁の断熱工事</p> <p>⑤太陽光発電装置の設置工事</p> <p>⑥高効率空調機（エアコン）の設置工事</p> <p>⑦高効率給湯器（エコキュート）の設置工事</p> <p>⑧太陽熱利用システムの設置工事</p> <p>※【必須】省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成 28 年省エネ基準相当に新たに適合すること</p>
工事費の要件	<p>次の I 又は II に該当すること</p> <p>I 上記①の工事を行い、かつ、①～④の工事に係る自己負担額が 1 戸当たり税込 60 万円を超えていること</p> <p>II 上記①～④の工事に係る費用が税込 50 万円を超え、⑤～⑧の設備設置工事との合計額が税込 60 万円を超えていること</p> <p>※助成や給付等の補助金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。</p>
長期優良住宅の認定等	<p>一定の省エネ改修工事を行い、増改築により認定長期優良住宅に該当することになった場合が該当します。</p> <p>①工事完了日が令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日であること</p> <p>②改修後の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること</p> <p>③長期優良住宅であるものとして沖縄県知事の認定を受けていること</p>

(2) 令和4年3月31日までに改修工事が完了した住宅

住宅の種類	①平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅は対象外) ②省エネ改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。区分所有家屋については、専有部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ③併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
改修工事の内容	①【必須】 <u>全ての居室の全ての窓</u> の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化等) ②床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事 ※【必須】省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること
工事費の要件	上記①の工事を行い、かつ、①～④の工事に係る自己負担額が1戸当たり税込50万円を超えていること ※助成や給付等の補助金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。
長期優良住宅の認定等	一定の省エネ改修工事を行い、増改築により認定長期優良住宅に該当することになった場合が該当します。 ①工事完了日が平成29年4月1日から令和4年3月31日であること ②改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ③長期優良住宅であるものとして沖縄県知事の認定を受けていること

●減額される税額

改修した住宅(居住部分のみ対象)の固定資産税額の1/3(認定長期優良住宅の場合は2/3を減額)。

※1戸あたり120㎡を限度とします。

※区分所有家屋は、専有部分について行われた省エネ改修工事が対象となります。

●減額期間

省エネ改修工事が完了した年の翌年度分のみ減額されます。

(例)

令和3年12月に工事完了⇒令和4年度分を減額

令和4年4月に工事完了⇒令和5年度分を減額

● 手続方法

改修工事完了後 3 か月以内に、必要書類を名護市役所税務課資産税係へ提出してください。

● 必要書類

- (1) 住宅の省エネ改修工事に係る固定資産税減額措置の適用申告書（指定様式）
- (2) 増改築等工事証明書（指定様式）

※増改築等工事証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行することができます。

※通常は、改修工事を担当した建築士が証明しますので、証明の発行については施工業者にお問い合わせください。

※建築士が発行する場合は、証明を行った建築士の免許の写しを添付してください。

- (3) 改修工事の費用が確認できるもの（領収書の写し等）
- (4) 補助金等の交付決定通知書等の写し（補助金等を受けた場合のみ）
- (5) 認定通知書の写し（認定長期優良住宅に該当することになった場合のみ）

● 注意事項

- (1) 「住宅の耐震改修工事に係る減額措置」と同時に適用はされません。ただし、「住宅のバリアフリー改修工事に係る減額措置」との同時適用は可能です。
- (2) 認定長期優良住宅の場合は、「住宅の耐震改修工事に係る減額措置」、「住宅のバリアフリー改修工事に係る減額措置」のいずれについても同時適用はできません。
- (3) 1 戸につき 1 回限りの減額措置です。

< 問合わせ >

名護市役所 税務課 資産税係

TEL : 0980-53-1212（内線 185） FAX:0980-53-1286